

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

号外第十九号

平成二十七年

三月二十五日

水曜日

## 目次

### 公安委員会

○山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………一

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会規則第二号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

山梨県公安委員会

委員長 小野 堅太郎

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「一五九人」を「一六〇人」に、「四五九人」を「四六一人」に、「四七四人」を「四七七人」に、「四八九人」を「四九一人」に、「一、六五九人」を「一、六六七人」に、「一、九五五人」を「一、九六三人」に改め、同条第二項中「五九〇人」を「五九四人」に、「七八六人」を「七九〇人」に、「一、〇六九人」を「一、〇七三人」に、「一、一六九人」を「一、一七三人」に、「二、六五九人」を「二、六六七人」に、「一、九五五人」を「一、九六三人」に改める。

### 附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番